

「平成28年熊本地震災害に伴う避難者の本組合地域密着型（介護予防）サービスを利用する場合における手続きについて」

1. 規制等

(1) 介護保険法第78条の2（抜粋）

※ 地域密着型サービスの利用が、市民のみであることの根拠

指定地域密着型サービス事業者の指定は、厚生労働省令で定めるところにより、地域密着型サービス事業者を行う者の申請により、地域密着型サービスの種類及び当該地域密着型サービスの種類に係る地域密着型サービス事業者を行う事業所ごとに行い、当該指定をする市町村長がその長である市町村が行う介護保険の被保険者に対する地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費の支給について、その効力を有する。

(2) 指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所及び指定地域密着型介護老人福祉施設の利用に係る入居又は入所に関する取扱要領（以下「入居等要領」という。）第2条第1項

本組合を構成する島原市、雲仙市及び南島原市に所在する指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所及び指定地域密着型介護老人福祉施設への入居等を希望する者は、入居前3箇月以上構成市の区域に住所を有する者でなければならない。

(3) 平成28年4月20日付け事務連絡厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室、高齢者支援課、振興課、老人保健課通知（以下「国通知」という。）

やむを得ず別の市町村に所在する地域密着型（介護予防）サービス事業所に避難しサービスを利用する場合は、本来、事業所所在市町村長の同意と避難を要する市町村の事業所指定が必要となるところですが、今般の平成28年（2016年）熊本地震及びそれに伴う災害による被災地域が広範に及ぶとともに、緊急的な対応が必要であることから、関係市町村間での手続きについては事後的に行う等柔軟に取り扱うこととしても差し支えないこととします。

2. 手続き

従来、上記規制等の定めに従い、地域密着型サービスの施設入居（入所）及び利用の判断をしてきたところですが、平成28年熊本地震災害に伴う避難者に限り次のとおり手続きを定める。

(1) 指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所及び指定地域密着型介護老人福祉施設への入居（入所）手続き

① 本件事例が発生した場合、入所等要領別紙様式「事由（状況等）説明書（以下「説明書」という。）」を介護保険課へ提出する（緊急の場合は電話等で連絡し、後日、説明書を提出可）。

② 説明書が提出された場合は、介護保険課が緊急性や妥当性を総合的に判断して審査の結果を文書で通知する。

③ 判断の基準

ア 避難元市町村の事業所指定等が見込めること。(本組合から避難元市町村へ同意を含めて確認する。住民票の異動が可能な場合は、別途、相談すること。)

イ アの事業所指定等が事後処理されるため、介護報酬の支払いが遅れることもあり得ることを十分理解していること。

(2) 小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護の利用手続き(主に宿泊利用の場合)

① 本件事例が発生した場合、説明書を介護保険課へ提出する(緊急の場合は電話等で連絡し、後日、説明書を提出可)。

② 説明書が提出された場合は、介護保険課が緊急性や妥当性を総合的に判断して審査の結果を文書で通知する。

③ 判断の基準

ア 避難元市町村の事業所指定等が見込めること。(本組合から避難元市町村へ同意を含めて確認する。住民票の異動が可能な場合は、別途、相談すること。)

イ 3箇月程度の短期利用であること。(説明書に記載)

ウ 3箇月を超える場合は、事業者が介護保険施設等の他サービスへ転居を促すなど、適切な調整ができること。(説明書に記載)

エ アの事業所指定等が事後処理されるため、介護報酬の支払いが遅れることもあり得ることを十分理解していること。

(3) その他の地域密着型サービスの利用手続き

① 本件事例が発生した場合、説明書を介護保険課へ提出する(緊急の場合は電話等で連絡し、後日、説明書を提出可)。

② 説明書が提出された場合は、介護保険課が緊急性や妥当性を総合的に判断して審査の結果を文書で通知する。

③ 判断の基準

ア 避難元市町村の事業所指定等が見込めること。(本組合から避難元市町村へ同意を含めて確認する。住民票の異動が可能な場合は、別途、相談すること。)

イ アの事業所指定等が事後処理されるため、介護報酬の支払いが遅れることもあり得ることを十分理解していること。

5. この方針決裁に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。